

市町村コード	282171
兵庫県	都道府県
川西市	市町村

法人市民税領収済通知書 ㊦

口座番号	加入者名
01190-0-960305	川西市会計管理者

所在地及び法人名 (法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記)

年度	※ 処 理 事 項	管理番号

事業年度	申告区分
から まで	<input type="checkbox"/> 中間 <input type="checkbox"/> 予定 <input type="checkbox"/> 確定 <input type="checkbox"/> 修正 <input type="checkbox"/> 更正 <input type="checkbox"/> 決定 <input type="checkbox"/> その他

法人税割額	01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
均等割額	02											
延滞金	03											
督促手数料	04											
合計額	05											

納期限	領取日付
指定金融機関名 (取りまとめ店)	池田泉州銀行 川西支店 三井住友銀行 川西支店
取りまとめ店	大阪府金事務センター (〒539-8794)

上記のとおり通知します。
川西市会計管理者 あて

(市町村保管)

市町村コード	282171
兵庫県	都道府県
川西市	市町村

法人市民税納付書 ㊦

口座番号	加入者名
01190-0-960305	川西市会計管理者

所在地及び法人名 (法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記)

年度	※ 処 理 事 項	管理番号

事業年度	申告区分
から まで	<input type="checkbox"/> 中間 <input type="checkbox"/> 予定 <input type="checkbox"/> 確定 <input type="checkbox"/> 修正 <input type="checkbox"/> 更正 <input type="checkbox"/> 決定 <input type="checkbox"/> その他

法人税割額	01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
均等割額	02											
延滞金	03											
督促手数料	04											
合計額	05											

納期限	領取日付
日 計	口 円

上記のとおり納付します。

(金融機関または郵便局保管)

市町村コード	282171
兵庫県	都道府県
川西市	市町村

法人市民税領収証書 ㊦

口座番号	加入者名
01190-0-960305	川西市会計管理者

所在地及び法人名 (法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記)

年度	※ 処 理 事 項	管理番号

事業年度	申告区分
から まで	<input type="checkbox"/> 中間 <input type="checkbox"/> 予定 <input type="checkbox"/> 確定 <input type="checkbox"/> 修正 <input type="checkbox"/> 更正 <input type="checkbox"/> 決定 <input type="checkbox"/> その他

法人税割額	01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
均等割額	02											
延滞金	03											
督促手数料	04											
合計額	05											

納期限	領取日付
-----	------

上記のとおり領収しました。

(納税者保管)

◎この納付書は、切り離さずに提出してください。

納付場所

◎川西市公金取扱い機関は次のとおりです。

(令和8年4月1日現在)

池田泉州銀行 三井住友銀行 みなと銀行

京都銀行 山陰合同銀行 徳島大正銀行

兵庫六甲農業 尼崎信用金庫 近畿労働金庫
協同組合

郵便局 ゆうちよ銀行
(近畿2府4県) (近畿2府4県)

川西市役所内指定金融機関派出所

ご 注 意

この税を納期限後に納付される場合は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ当該納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間については、延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合(上限7.3%)、以降は延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合(上限14.6%)を乗じて計算した延滞金をあわせて納付されるようお願いします。

なお、延滞金計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、または、その全額が2,000円未満のときはその端数金額または全額を切り捨てます。算出した延滞金に100円未満の端数があるとき、または、その全額が1,000円未満のときは、その端数金額または全額を切り捨てます。

●納税証明書をご入用のときはなるべく領収証書をお持ちください。

●この領収証書は7年間大切に保存してください。